

別記1 郵便番号を記載する方法

1 定形郵便物(料金表に規定する定形郵便物をいいます。以下同じとします。)郵便書簡及び郵便葉書には、次のとおり郵便番号を記載していただきます。

(1) あて名を手書きする場合

ア 郵便番号の記載方法(記載例参照)

(ア) 郵便番号は、イに定める郵便番号記入枠の中に、アラビア数字で、かすれやむらが生じないように、かつ、枠と接触しないよう一字ずつ丁寧に記載します。この場合において、枠内を筆記用具等で汚さないようにします。

(イ) 郵便番号は、すべての枠に、左横書きで記載します。

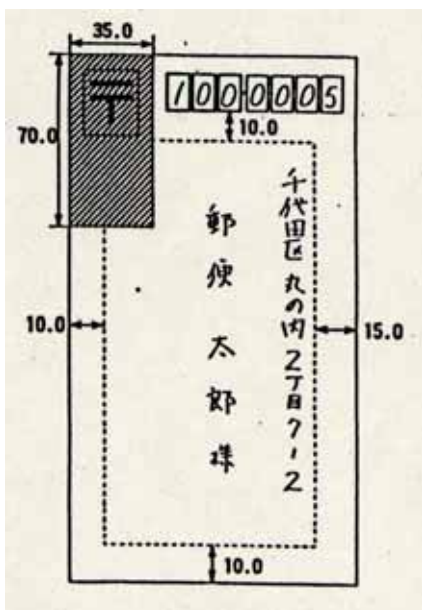
(ロ) 封筒又は郵便葉書を横に長く使用するものについても(ア)及び(イ)と同じ要領で記載します。

(ハ) 筆記用具は、その筆記用具のインク等の色が黒又は青のものを使用します。

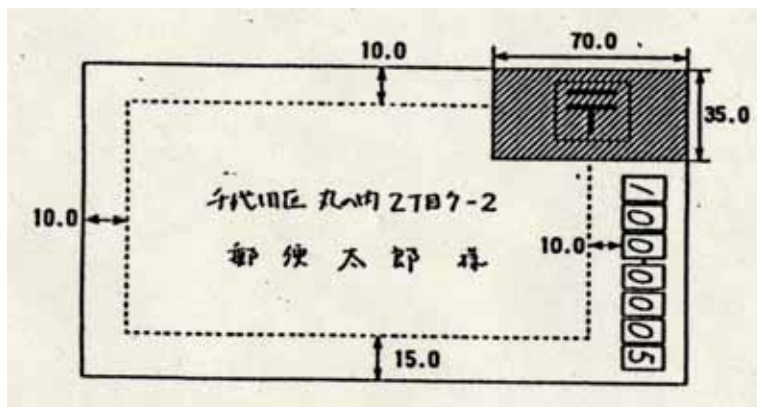
(ニ) 郵便番号記入枠とあて名との間は、10ミリメートル以上の間隔をあけて空白とします。

(記載例)

例1 封筒又は郵便葉書を縦長に使用する場合



例2 封筒又は郵便葉書を横長に使用する場合



備考1 寸法の単位は、ミリメートルとします。(以下この別記1において同じとします。)

2 〒の表示は、郵便切手をはり付ける位置、料額印面の位置、料金別納若しくは料金後納の表示の位置又は料金計器別納の印影を表示する位置を示します。(以下この別記1において同じとします。)

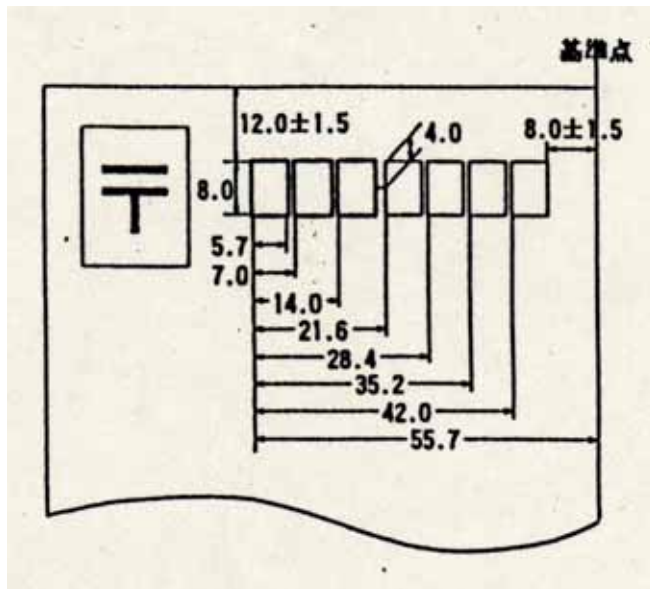
3 斜線部分は、通信日付印の押印に使用する領域を示します。(以下この別記1において同じとします。)

4 点線の枠内は、あて名を記載し、又はあて名ラベルをはり付ける位置を示します。(以下この別記1において同じとします。)

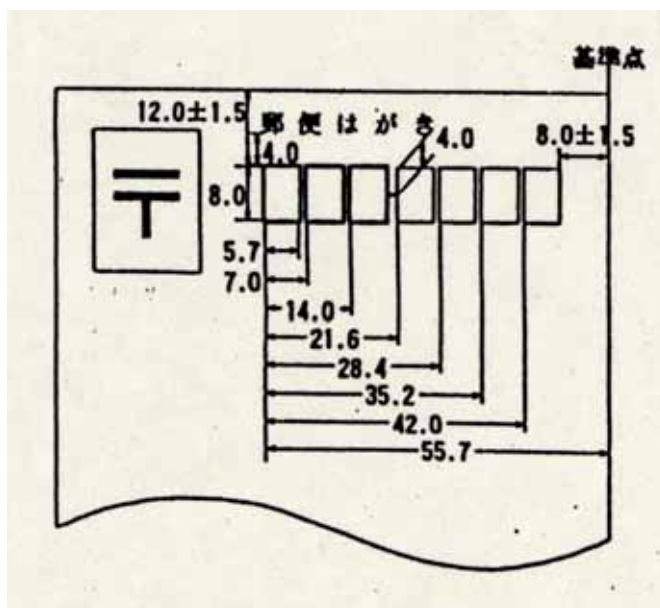
5 図中、斜線及び点線は記載しません。(以下この別記1において同じとします。)

イ 郵便番号記入枠の記載方法

(ア) 郵便番号記入枠の寸法及び郵便番号記入枠を設ける位置は、次の図のとおりとします。(封筒(定形郵便物の包装として使用するものに限ります。))の場合)



(私製葉書の場合)



備考 郵便番号記入枠の寸法は、枠線の内側を起点として測ります。

(イ) 上3けたの郵便番号記入枠及びハイフンの太さは、0.4～0.6ミリメートルとし、下4けたの郵便番号記入枠の太さは、0.2～0.4ミリメートルとします。

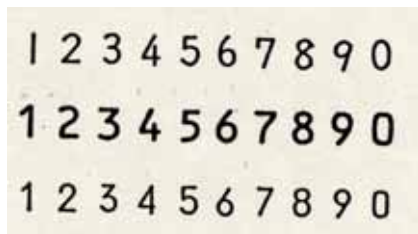
(ロ) 郵便番号記入枠及びハイフンの色は、朱色又は金赤色とします。ただし、黒又は青系統のインクを混入しないものに限ります。

(2) ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータその他これらに類する機器を使用してあて名を記載する場合(1)により郵便番号記入枠内に郵便番号を記載する場合を除きます。)

ア 郵便番号の記載方法(イ)の記載例参照)

(7) 郵便番号は、あて名の記載部分の最初の行に、アラビア数字で、左横書きで記載します。

(1) 郵便番号の記載に用いる数字活字は、大きさが縦2.4~6.0ミリメートル及び幅は縦対横の比率が1.2以上のもので、次の字体を標準とし、半角の数字活字は使用できません。



(9) 印字品質

郵便番号の印字に使用するインクの色は、黒又は青のものを使用し、かすれやむらが生じないよう、淡色のもの及びカーボンを使用した印字は避けます。

(1) 郵便番号とあて名との間は、一定の間隔をあけて空白とします。

(記載例)

100-0005
千代田区丸の内2丁目7-2
郵便 太郎 様

(2ミリメートル以上の空白を設けます。)

(4) 郵便番号の3けた目と4けた目をハイフンでつなぎます。

(例)

100-0005.....(可)

100 0005.....(不可)

(5) 郵便番号の数字及びハイフンの間隔は、等間隔とします。

(例)

100-0005.....(可)

100-00 05.....(不可)

100 - 0005... (不可)

(6) 郵便番号の前後には、「郵便番号」、「〒」その他これらに類する文字又は記号及び「親展」、「至急」、「重要」その他これらに類する文字又は日時並びに会員番号、電話番号、口座番号その他これらに類する事項を記載できません。

(例)

100-0005.....(可)

郵便番号100-0005.....(不可)

〒100-0005.....(不可)

100-0005(重要).....(不可)

100-0005(No.000678)...(不可)

(7) 郵便番号は枠で囲みません。

(例)

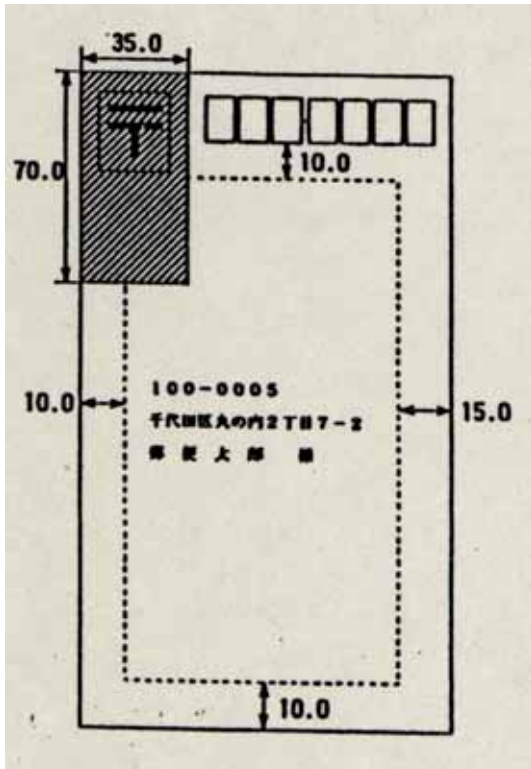
1 0 0 - 0 0 0 5(不可)

イ 郵便番号の記載位置（記載例参照）

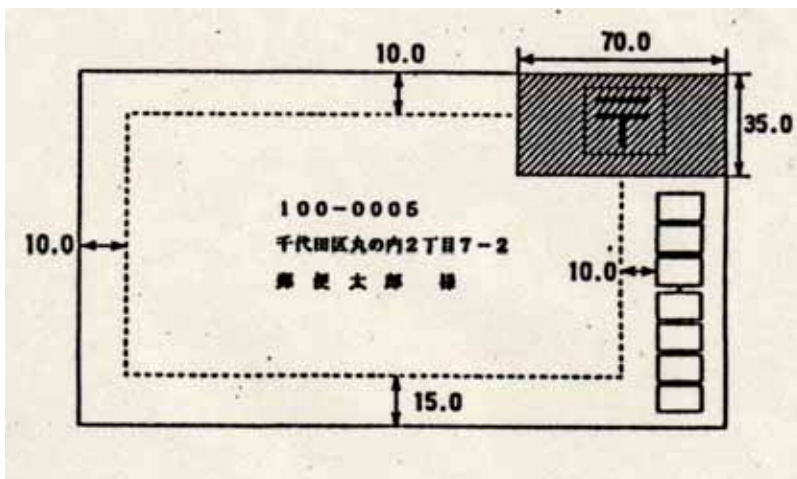
郵便番号は、次の図の点線の枠内に記載します。

（記載例）

例1 封筒又は郵便葉書を縦長に使用する場合



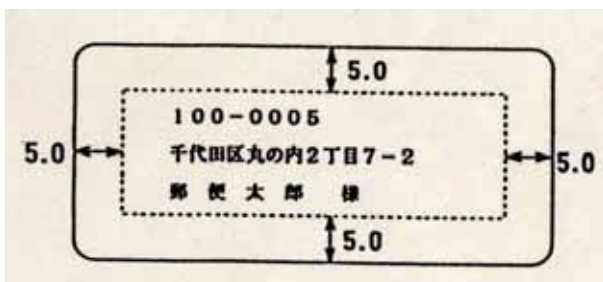
例2 封筒又は郵便葉書を横長に使用する場合



ウ あて名ラベルを作成して、はり付ける場合

(ア) 郵便番号は次の図のあて名ラベルの点線の枠内に記載し、その記載方法は、1の(2)のアの例によります。

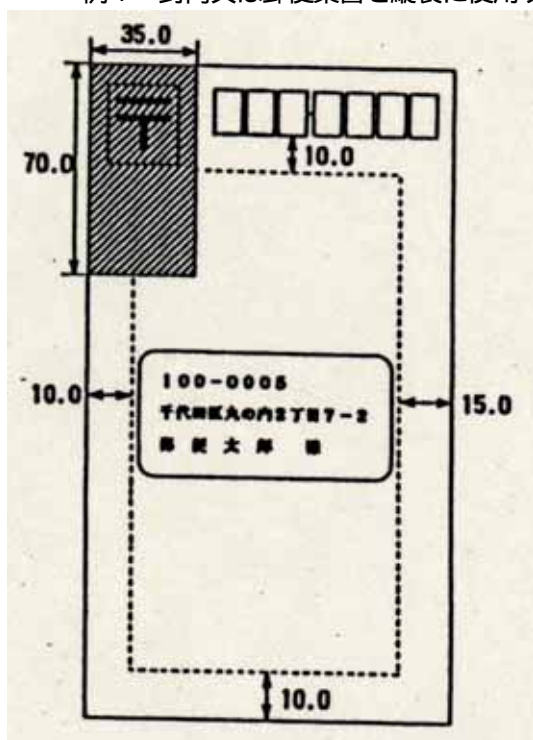
（記載例）



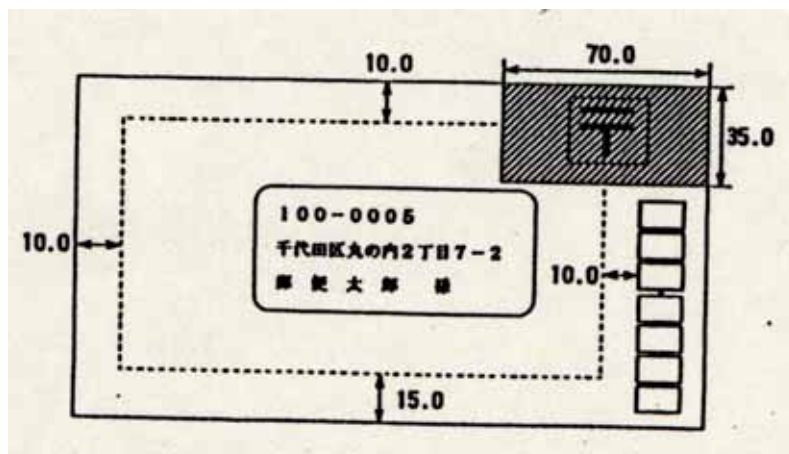
(イ) あて名ラベルは、次の図の点線の枠内に極力傾かない（傾き5度未満）ようにはり付けます。

（記載例）

例1 封筒又は郵便葉書を縦長に使用する場合



例2 封筒又は郵便葉書を横長に使用する場合



エ 封筒の表面に無色透明の部分をしてあて名をその部分から透視できるように内部に記載する場合

(ア) 郵便番号は、次の図の無色透明の部分の内部の点線の枠内に、透明な部分の長辺に並行して現れるように記載し、その記載方法は、1の(2)のアの例によります。

（記載例）



(イ) 内部に記載した郵便番号及びあて名が無色透明の部分から隠れることのないようにします。

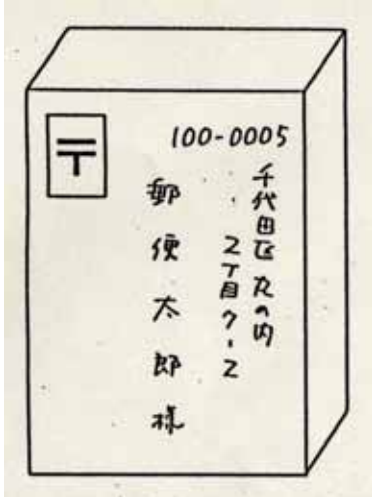
(ロ) 郵便番号及びあて名を記入する用紙は、裏文字等が透視できないものを使用します。

2 定形外郵便物（料金表に規定する定形外郵便物をいいます。以下同じとします。）第三種郵便物及び第四種郵便物には、次のとおり郵便番号を記載していただきます。

(1) あて名を手書きする場合、郵便番号は、郵便物の表面右上部の見やすい所に明瞭に、アラビア数字で左横書きで記載します。（次の図参照）

（例） 定形外郵便物

第三種郵便物



(2) ワードプロセッサ等によってあて名を記載する場合は、1の(2)のアの例によります。

(3) あて名ラベルをはり付ける場合及び封筒の表面に無色透明の部分をしてあて名を内部に記載する場合は、1の(2)のウ及びエの例によります。

別記2 別納郵便物の表示

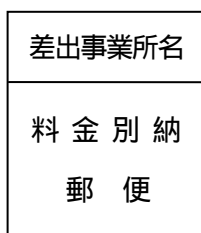
1 別納郵便物には、次のいずれかの表示をしていただきます。

ただし、別記5の1の表示又は別記5の3の規定により別記5の1の表示とみなされた表示をして調製した封筒その他の物を使用するもので、差出事業所の承認のもとに差し出すものにあつては、この限りではありません。



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。



枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

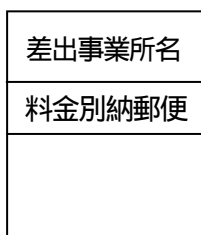
なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（差出人を示すものに限ります。）を記載することができます。



枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（差出人を示すものに限ります。）を記載することができます。

2 1の表示中に記載する広告は、次に掲げるもの以外のものとしていただきます。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 法令の規定に違反するもの
- (3) 郵便事業の信用又は品位を害するもの
- (4) その他差出事業所において不適当と認めるもの

3 別記15の1の(1)の表示をした郵便物で、その左側部の縁端のその表示に近い部分に黒色の縦線（横に長い郵便物にあつては、その上部の縁端のその表示に近い部分に黒色の横線）を表示したものは、1の表示をしたものとみなします。

4 年賀特別郵便物を料金別納として差し出すときは、1の表示に代え、新年にちなんだ図を入れた次の形式の表示とすることができます。



径は、3センチメートルを標準とし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。

新年にちなんだ図は、適宜変更することができます。ただし、この図には、商標その他の標章並びに広告のための文字及び図案を使用できません。

別記3 料金後納の担保を免除する法人

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、
国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、特別の法律をもって設立された公庫並びに日本銀行、日本放送協会、
社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、企業年金連合会、公立学校共済組合、
農林漁業団体職員共済組合、地方公務員災害補償基金、全国市町村職員共済組合連合会、日本下水道事業団、
軽自動車検査協会、日本赤十字社、警察共済組合、自動車安全運転センター、地方職員共済組合、
日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、
岩手県市町村職員共済組合、秋田県市町村職員共済組合、福島県市町村職員共済組合、
茨城県市町村職員共済組合、神奈川県市町村職員共済組合、千葉県市町村職員共済組合、
長野県市町村職員共済組合、岐阜県市町村職員共済組合、三重県市町村職員共済組合、
富山県市町村職員共済組合、兵庫県市町村職員共済組合、広島県市町村職員共済組合、
愛媛県市町村職員共済組合、福岡県市町村職員共済組合、長崎県市町村職員共済組合、
熊本県市町村職員共済組合、鹿児島県市町村職員共済組合、沖縄県市町村職員共済組合、沖縄電力株式会社、
市議会議員共済会、日本鉄道共済組合、日本小型船舶検査機構、日本私立学校振興・共済事業団、
預金保険機構、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、日本環境安全事業株式会社、
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、
株式会社かんぽ生命保険、郵便局株式会社、東京都職員共済組合、株式会社日本政策金融公庫、
地方公営企業等金融機構、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国健康保険協会及び
日本年金機構

別記4 料金後納の担保とすることができるもの

1 現金

2 有価証券

(1) 次に掲げる有価証券のいずれか(担保として提供した日から償還期限までの期間が3か月以上のものに限ります。)とします。

ア 国債(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第88条に規定する振替国債のうち利子が支払われるものを除きます。)

イ 地方債(その地方債の発行の決定においてその決定に基づき発行する地方債の全部について社債等の振替に関する法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた地方債のうち利子が支払われるものを除きます。)

ウ 政府保証債券

エ 電信電話債券及び鉄道債券

オ 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫及び信用金庫法(昭和26年法律第238号)による全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

カ 銀行が長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)の規定に基づいて発行する債券又は外国為替銀行法(昭和29年法律第67号)の廃止前に同法の規定に基づいて発行した債券

(2) 担保として提供した有価証券の価格は、次のとおりとします。

ア 国債及び地方債

その債券金額。ただし、割引債券であって、担保に提供した日より5年以内に償還期限の到来しないものについては、発行価格に財務大臣の定める発行価格と額面金額との差額の一部に相当する金額を加算した金額

イ 政府保証債券

額面金額(発行価格が額面金額と異なるときは発行価格)の8割

ウ 電信電話債券及び鉄道債券

額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割

エ (1)のオ及びカに規定する債券(全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券を除きます。)

額面金額(発行価額が額面金額と異なるときは発行価額)の8割

オ 全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

額面金額(発行価格が額面金額と異なるときは発行価格)の8割

3 保証

次に掲げるいずれかの保証とします。

(1) 次に掲げるいずれかの金融機関の保証

ア 銀行法(昭和56年法律第59号)による銀行

イ 長期信用銀行法による長期信用銀行

ウ 農林中央金庫

エ 株式会社商工組合中央金庫

オ 信用金庫法による信用金庫

カ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合及び農業協同組合連合会

キ 保険業法(平成7年法律第105号)による保険会社

(2) 後納承認店が、直近の有価証券報告書の写しその他後納郵便物差出人が提出する資料により、次に掲げる条件を満たすと認められた者の保証

ア 金融商品取引法の規定により連結財務諸表を提出している会社(同法に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者に限ります。)であって、その連結の範囲にその後納郵便物差出人を含んでいるものであること。

イ 第53条(料金後納の担保の提供)の(注2)の3の(1)のイに規定する法人、同ウの規定により担保の免除を受けた会社又は同オの規定により担保の免除を受けた者若しくはその者が属する会社であること。

別記5 後納郵便物の表示

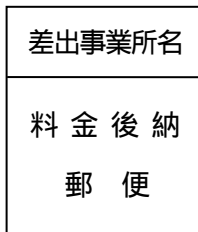
1 後納郵便物には、次のいずれかの表示をしていただきます。

ただし、別記2の1の表示又は別記2の3の規定により別記2の1の表示とみなされた表示をして調製した封筒その他の物を使用するもので、差出事業所の承認のもとに差し出すものにあつては、この限りでありません。



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。



枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

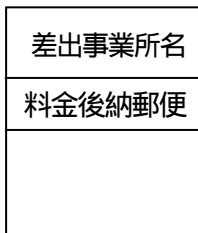
なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。



径は、2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（差出人を示すものに限ります。）を記載することができます。



枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2センチメートルから3センチメートルまでとし、差出事業所名は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては、これを省略することができます。

なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあつては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。

枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（差出人を示すものに限ります。）を記載することができます。

2 1の表示中に記載する広告は、次に掲げるもの以外のものとしていただきます。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 法令の規定に違反するもの
- (3) 郵便事業の信用又は品位を害するもの
- (4) その他差出事業所において不適当と認めるもの

3 別記15の1の(2)の表示をした郵便物で、その左側部の縁端のその表示に近い部分に黒色の縦線（横に長い郵便物にあつては、その上部の縁端のその表示に近い部分に黒色の横線）を表示したものは、1の表示をしたものとみなします。

4 年賀特別郵便物を料金後納として差し出すときは、1の表示に代え、別記2の4の表示とすることができます。

別記6 後納郵便物等の取扱量が大量である事業所

都道府県名	事業所名
埼玉県	新越谷支店
神奈川県	横浜神奈川支店
東京都	東京国際支店及び東京多摩支店
愛知県	名古屋神宮支店
大阪府	新大阪支店
福岡県	新福岡支店

別記7 受取人払郵便物の表示

1 受取人払郵便物には、次の区分に従い、それぞれ次の表示をしていただきます。

(1) 受取人が表示をする場合

受取人払取扱店の指示に従い、封筒又は郵便葉書の表面に次の例にならって青色、緑色又は黒色で印刷していただきます。

ア 封筒又は郵便葉書を縦に長く使用する場合

(ア) 封筒

The diagram shows a vertical envelope with the following elements:

- Top Left:** A barcode consisting of three horizontal bars, with the text "料金受取人払郵便" (Postage paid by addressee) below it.
- Top Right:** A 12-digit postal code "105-8590" and the number "123".
- Center:** A box containing "芝支店承認" (Shibuya Branch Approval) and the number "1". Below this is the text "差出有効期間 平成19年12月 31日まで" (Valid mailing period until Dec 31, Heisei 19).
- Right Side:** The address "東京都港区新橋1丁目1番1号" (1-1-1 Shinbashi, Minato-ku, Tokyo) and the recipient name "世界公論社 御中" (World Public Opinion Society, Attention).
- Bottom Center:** A vertical barcode.

Explanatory Text on the Left:

表示と郵便番号記入枠との間隔は、五ミリメートル以上としていただきます。以下同じとします。速達とするものにあつては、第九十八条（速達郵便物の表示）の規定による表示をしていただきます。以下同じとします。

承認番号の活字の大きさは、十二ポイント以上としていただきます。以下同じとします。枠線の外側の大きさは、縦二十二・五ミリメートル、横十八・五ミリメートルとし、枠の太さは、〇・五ミリメートル以上としていただきます。以下同じとします。また、受取人払郵便物に係る料金を後納とするものにあつては、枠の内側に枠を設け、二重枠としていただきます。以下同じとします。

新特急郵便とするものにあつては、「新特急郵便」、書留とするものにあつては、「書留」（申出損害要償額が、郵便物の内容品が現金であるときは一万円、現金以外の物であるときは十万円をそれぞれ超えるものにあつては、「書留」の文字の下の括弧内にその額を記載していただきます。）又は、「簡易書留」、特定記録郵便とするものにあつては、「特定記録」と記載していただきます。以下同じとします。

Explanatory Text on the Right:

事業所が整理番号を指定した場合は、その整理番号を記載していただきます。以下同じとします。

事業所が指示する番号を別記12の規定により変換したバーコードを記載していただきます。以下同じとします。

(1) 郵便葉書

郵便はがき

6 5 7 - 8 5 9 0


料金受取人払郵便 456

郵便支店承認
2

差出有効期間
平成19年12月
31日まで

紙界通信社
御中

神戸市灘区泉通1丁目1番1号



イ 封筒又は郵便葉書を横に長く使用する場合

(7) 封筒

料金受取人払郵便

1 0 5 - 8 5 9 0


234

郵便支店承認
3

差出有効期間
平成19年12月
31日まで

東京都港区新橋1丁目1番1号

世界公論社 御中



(1) 郵便葉書

郵便はがき

6 5 7 - 8 5 9 0

345


料金受取人払郵便

郵便支店承認
4

差出有効期間
平成19年12月
31日まで

神戸市灘区泉通1丁目1番1号

紙界通信社 御中



別記8 郵便私書箱の使用の承認請求等

第1 郵便私書箱の使用

郵便私書箱は、私書箱設置店の承認を受けて、これを使用することができます。

第2 郵便私書箱の使用の承認請求等

- 1 郵便私書箱の使用の承認を受けようとするときは、当社所定の書面を私書箱設置店に提出していただくことにより、その請求をしていただきます。
- 2 郵便私書箱の使用の承認は、次の条件を満たす者につき、これをします。
 - (1) 郵便私書箱に配達され、又は第78条（郵便私書箱への郵便物の配達等）第3項の規定により別に保管された郵便物を遅滞なく受け取ることができる者（6か月未満の期間を限って使用する者を除きます。）であること。
 - (2) 次のいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 常時郵便物の配達を受ける者
 - イ 階数が3以上であって、その全部又は一部を住宅等の用に供する建築物内又は住宅等の用に供する建築物が集中している一の構内（これに準ずる区域を含みます。以下同じとします。）に設置された事業所の郵便私書箱を使用する者で、その建築物内又は構内に住所又は居所を有するもの
 - ウ 事業所の勧奨により郵便私書箱を使用する者
 - エ 翌朝郵便物を受け取るための郵便私書箱を使用する者
- 3 使用者は、その氏名を改め、又は住所若しくは居所を変更したときは、直ちに当社所定の書面を私書箱設置店に提出していただくことにより、届出をしていただきます。

第3 郵便私書箱の使用の廃止等

- 1 使用者は、郵便私書箱の使用を廃止しようとするときは、当社所定の書面を私書箱設置店に提出していただくことにより、届出をしていただきます。
- 2 使用者が、第2の2の条件を満たさなくなったとき、又は第2の3の規定による届出をしなかったときは、私書箱設置店は、郵便私書箱の使用の承認を取り消すことがあります。
- 3 使用者は、郵便私書箱の使用を廃止したとき、又は使用を取り消されたときは、直ちに郵便私書箱の鍵を返納していただきます。

別記9 本人限定受取郵便物の名あて人等であることを証明するに足りる書類

本人限定受取郵便物の名あて人等であることを証明するに足りる書類は、次の区別に従い、それぞれ次に掲げるもの（郵便物を受け取ろうとする者の氏名が記載されており、かつ、郵便物を受け取る日において有効なものに限ります。）とします。

1 基本型

(1)又は(2)のいずれかとします。

(1) 次に掲げる書類のいずれか1点。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券

イ 次に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証又は資格証明書等

ア 運転免許証

イ 船員手帳

ウ 海技免状

エ 小型船舶操縦免許証

オ 猟銃・空気銃所持許可証

カ 戦傷病者手帳

キ 宅地建物取引主任者証

ク 電気工事士免状

ケ 無線従事者免許証

コ 認定電気工事従事者認定証

ク 特殊電気工事資格者認定証

ソ 耐空検査員の証

ス 航空従事者技能証明書

セ 運航管理者技能検定合格証明書

ジ 動力車操縦者運転免許証

ズ 教習資格認定証

チ 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書

ツ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条に規定する合格証

テ 写真付き住民基本台帳カード

ウ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定する外国人登録証明書

エ 官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書でその職員の写真をはり付けたもの

オ 独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいいます。）特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいいます。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいいます。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書でその職員の写真をはり付けたもの

(2) 次に掲げる書類のいずれか2点（ただし、キを2点提示することはできません。）

ア 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証

イ 共済組合員証

ウ 国民年金手帳

エ 年金手帳

オ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書

カ 共済年金又は恩給等の証書

キ 学生証、会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書で写真をはり付けたもの（(1)に掲げるものを除きます。）

2 特例型

1に掲げる書類（郵便物を受け取ろうとする者の住所又は居所及び生年月日が記載されているものに限り、

(1)のイの(イ)から(ツ)まで並びに(2)のオ及びカに掲げる書類並びに学生証及び会社の身分証明書を除きます。)のいずれか1点。

3 特定事項伝達型

(1)及び(2)の書類とします。

(1) 2に掲げる書類(1の(1)のオを除きます。)のいずれか1点。

(2) 受取人が事業所においてその郵便物の交付を受けるときは、到着通知書又はこれに類するもの。